

## 業務請負単価契約書（案）

1. 契約件名 令和6年度北海道農政事務所官用自動車点検等業務（札幌地区）
2. 仕様内容 別紙仕様書のとおり
3. 契約単価 別紙単価表のとおり
4. 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
5. 検査場所 別紙仕様書のとおり
6. 履行期限 発注の都度指示
7. 契約保証金 免除

上記の業務について、支出負担行為担当官 北海道農政事務所長 福島一（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）とは、上記各項及び契約条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ甲、乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 北海道札幌市中央区南22条西6丁目2番22号  
エムズ南22条ビル第2ビル  
支出負担行為担当官  
北海道農政事務所長 福島一

乙

## 契 約 条 項

### (目的)

- 第1条 甲又は甲の指定した職員は、頭書の業務の提供を必要とする場合は、項目、数量、履行年月日その他必要な事項を記載した発注書を発行し、これを乙に交付して業務履行の指示をするものとする。
- 2 乙は、前項に定める発注書の交付を受けた場合は、当該発注書に従い、頭書の業務を頭書の契約単価をもって、確実に履行しなければならない。
- 3 この契約による契約単価の有効期限は、頭書の契約期間とする。

### (納入期限の延長)

- 第2条 乙は、発注書に定める期日内に業務の履行を完了することができない場合は、あらかじめ、甲に対し遅延の理由及び履行完了見込日を明らかにした書面を提出して、期限延長の承認を求めなければならない。

### (延滞金)

- 第3条 甲は、乙が発注書に定める期日内に、業務の履行を完了できない場合において、その後甲の定める期限までに完了できる見込みがあるときは、乙に対し延滞金を請求することができる。ただし、その遅滞が天災地変等やむを得ない理由によるときは、この限りでない。
- 2 前項の延滞金は、履行期限の翌日から履行完了日までの遅滞日数1日につき、発注書に定める数量に頭書の契約単価を乗じて得た額の年3.0パーセントに相当する額とする。
- 3 第1項の延滞金の請求は、甲がこの契約を解除した場合における違約金の請求を妨げるものではない。

### (整備の追加)

- 第4条 乙は、第1条第2項の定めにより、点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、発注書に定められた内容以外の追加整備が必要と判断した場合は、直ちに甲又は甲の指定した職員に通知するものとする。

### (検査)

- 第5条 乙は、業務の履行を完了したときは、その旨を書面で甲に通知し、甲の命じた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
- 2 検査職員は、前項の通知を受けた日から10日以内に当該業務について検査を行うものとする。
- 3 乙又は乙の使用人は、検査に立ち会い、検査職員の指示にしたがって、検査に必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前項の場合において、乙又は乙の使用人が検査に立ち会わないときは、検査職員は乙の欠席のまま検査を行うことができる。この場合には、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 検査職員は、当該業務の全部又は一部について不当な箇所を発見したときは、乙に対し、適当な期限を定めて当該業務のやり直しを請求することができる。この場合は、乙は直ちに、当該業務のやり直しをしなければならない。この場合において、第2項に規定する期間は、甲が業務のやり直しを完了した旨の通知を受けた日から起算し、第3項及び第4項の規定を準用する。

#### (損失負担)

- 第6条 乙は、業務の実施について甲に損害を与えたときは、直ちに甲に報告をし、損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告をし、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由によるときは、その限度内において甲の負担とする。
- 3 乙は、乙の責に帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責を負わない。

#### (代金の請求及び支払い)

- 第7条 乙は、業務の履行を完了し検査職員の検査に合格したときは、毎月分若しくは数ヶ月分をとりまとめ、頭書の単価を乗じて得た金額の合計（円未満を切り捨てた額）に、合計額から自動車重量税及び自動車賠償責任保険料を除く額に消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する額（当該金額に錢未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した額を所定の手続により、書面をもって甲に代金支払の請求をするものとする。

- 2 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に請求金額を乙に支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当のため、乙に返送した場合には、甲がその返送した日から乙の適法な支払請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しない。

#### (支払遅延利息)

- 第8条 乙は、甲が約定期間内に代金を支払わないときは、甲に対し、遅延利息を請求することができる。
- 2 前項の遅延利息は、その翌日から起算して支払いを行う日までの日数に応じ、当該未払代金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示にて定められた率で計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は前項の規定にかかわらず、遅延利息を支払うことを要しない。また、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 第1項及び第2項の場合において、支払遅延が天災地変等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間はこれを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

#### (保証)

- 第9条 乙は、当該業務の完了後6か月又は当該業務を実施した対象車両が、業務を完了したときからの走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に、当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が当該業務が原因で生じたものと乙が認めたときは、その不具合箇所を乙の負担において再度整備するものとする。その他、保証の詳細は、乙の発行する整備保証書による。

#### (契約の変更)

- 第10条 経済情勢の激変等により、頭書に定める契約単価が著しく不適当であると認められる場合は、甲、乙協議して契約変更することができる。

(契約の解除)

第 11 条 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) この契約を履行しない又は履行しないおそれがあると認めたとき。
- (2) その他この契約に関し不正行為を行ったとき。

(違約金)

第 12 条 甲は、前条によりこの契約の全部又は一部について解除するときは、乙に対し違約金として契約期間中に必要とする数量に契約単価を乗じて得た額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。ただし、甲は、乙が天災地変等やむを得ない理由により契約の全部又は一部について解除した場合においては、違約金を請求しないものとする。

(再委託の制限及び承認手続)

第 13 条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ別紙様式に必要事項を記入して甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、前項の承認を受けた再委託について、その内容を変更する必要が生じたときは、同項に規定する様式に必要事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 4 乙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第 2 項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。
- 5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第 3 項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 6 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する比率が 50 パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が 100 万円以下である場合には、軽微な再委託として第 2 項から前項までの規定は、適用しない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 14 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当

該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 15 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、予定総額（支払総額が確定していない場合は契約単価に予定数量を乗じて算出した金額。以下同じ。）の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲及び乙が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の予定総額の 100 分の 10 に相当する額のほか、予定総額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 6 項の規定の適用があるとき。
  - (2) 前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、第 1 項及び第 2 項の違約金を免れることができない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(相殺等)

第 16 条 甲が乙に対して、この契約に基づく延滞金、違約金又は賠償金に関し金銭債権を有するときは、これと乙が甲に対し、この契約に基づいて有する支払代金額の金銭債権とを相殺することができる。

- 2 乙がこの契約に基づく延滞金、違約金又は賠償金を、甲の指定する期限までに納付しないときは、甲は、乙から遅滞日数 1 日につき年 5.0 パーセントの割合で計算した遅滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第 17 条 甲は、この契約の実施に際して知り得た相手方の秘密をこの契約の終了後においても、第三者に漏らし、又はほかの目的に利用してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第 18 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得ずに第三者に譲渡

し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社、信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 乙がこの契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲及び乙は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。
  - (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留すること。
  - (2) 乙から売掛債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）は、譲渡対象債権を前項ただし書に規定する者以外の者への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
  - (3) 甲は、乙による売掛債権の譲渡後も、乙との協議のみにより、履行場所の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 前項の場合において、譲受人が甲に対して債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知又は民法第 467 条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。
- 4 第 1 項ただし書に基づいて乙が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

#### （契約に関する紛争の解決）

第 19 条 この契約に関し、甲と乙との間に紛争を生じたときは、甲乙協議の上、一致して指名する者に調停を依頼するものとする。

#### （その他）

第 20 条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

#### 暴力団排除に関する特約条項

##### （属性要件に基づく契約解除）

第 1 条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（當時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接

的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確認)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除せざるようしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

別紙様式

請負契約再請負承認申請書

年　月　日

支出負担行為担当官  
北海道農政事務所長 殿

(請負者)

住 所

氏 名

令和　年　月　日付けで締結した令和6年度北海道農政事務所公用自動車点検等業務(札幌地区)に係る請負契約について、下記のとおり再請負したいので、請負契約書第13条の規定により承認されたく申請します。

記

1 再請負先の相手方の住所及び氏名

2 再請負の業務範囲

3 再請負の必要性

4 再請負の金額

5 その他必要な事項

- (注) 1 申請時に再請負先及び再請負の契約金額(限度額を含む。)を特定できない事情があるときは、その理由を記載すること。なお、再請負の承認後に再請負先及び再請負の金額が決定した場合は、当該事項をこの書式に準じて、その旨報告すること。  
2 再請負の承認後に再請負の相手方、業務の範囲又は契約金額(限度額を含む。)を変更する場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。  
3 契約の性質に応じて、適宜、様式を変更して使用すること。

## 別紙

## 単価表

(単位:円)

項目	番号	対象車種等	単位	単価	消費税及び 地方消費税額	計
自動車重量税	001	自家用小型貨物車 車両総重量2トンまで 1年	台			
	002	自家用小型乗用車 車両総重量2トンまで 2年	台			
	002	自家用小型乗用車 車両総重量2トンまで 2年	台			
自賠責保険料	003	自家用小型貨物車 12か月契約	台			
	004	自家用小型乗用車 24か月契約	台			
車検	005	自家用小型貨物車	台			
	006	自家用小型乗用車	台			
6か月点検	007	自家用小型貨物車	台			
12か月点検	008	自家用小型乗用車	台			
継続検査代行	009		台			
保安確認検査	010		式			
車両陸送	011		回			
車内清掃	012		式			
スチーム洗浄(下回し含む)	013		式			
下回り防錆処理	014		式			
エンジンオイル交換	015	日産ADバン	式			
	016	トヨタサクシード	式			
	017	日産セレナ	式			
エンジンオイルエレメント交換	018	日産ADバン	式			
	019	トヨタサクシード	式			
	020	日産セレナ	式			
トランスファーオイル交換	021	日産ADバン	式			
	022	トヨタサクシード	式			
	023	日産セレナ	式			
ATF交換	024	日産ADバン	式			
	025	トヨタサクシード	式			
	026	日産セレナ	式			
フロント(左右)ワイヤーブレードゴム交換	027	日産ADバン	本			
	028	トヨタサクシード	本			
	029	日産セレナ	本			
リヤワイヤーブレードゴム交換	030	日産ADバン	本			
	031	トヨタサクシード	本			
	032	日産セレナ	本			
クーラント補充	033	日産ADバン	L			
	034	トヨタサクシード	L			
	035	日産セレナ	L			
エアクリーナーエレメント交換	036	日産ADバン	個			
	037	トヨタサクシード	個			
	038	日産セレナ	個			
Vベルト交換	039	日産ADバン	本			
	040	トヨタサクシード	本			
	041	日産セレナ	本			
フロントディスクパッド交換	042	日産ADバン	式			
	043	トヨタサクシード	式			
	044	日産セレナ	式			
フロントディスクロータ交換	045	日産ADバン	式			
	046	トヨタサクシード	式			
	047	日産セレナ	式			
リヤブレーキシュー交換	048	日産ADバン	式			
	049	トヨタサクシード	式			
	050	日産セレナ	式			
バッテリー交換	051	日産ADバン	式			
	052	トヨタサクシード	式			
	053	日産セレナ	式			
スパークプラグ交換	054	日産ADバン	式			
	055	トヨタサクシード	式			
	056	日産セレナ	式			
カーエアコン修理	057	日産ADバン	式			
	058	トヨタサクシード	式			
	059	日産セレナ	式			
カーエアコンフィルター交換	060	日産ADバン	式			
	061	トヨタサクシード	式			
	062	日産セレナ	式			
ストップ球交換	063	日産ADバン	個			
	064	トヨタサクシード	個			
	065	日産セレナ	個			
ウインカー球交換	066	日産ADバン	個			
	067	トヨタサクシード	個			
	068	日産セレナ	個			
タイヤパンク修理	069		本			
発炎筒交換	070		本			
変更登録(ナンバープレート変更)	071		台			
故障等診断	072		式			

# 令和6年度北海道農政事務所官用自動車点検等業務仕様書（札幌地区）

## 1 対象物品及び予定数量

本業務の対象となる物品及び予定数量は、原則として、別紙1「自動車点検等一覧表（予定車両及び予定点検項目）」（以下「点検一覧表」という。）のとおりとする。

なお、車検・点検以外の整備（消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。）については、交換の可能性を示したものであり、実施にあたっては、支出負担行為担当官が指定した職員（以下「契約担当職員」という。）が発行する書面（別紙2）（以下「発注書」という。）に基づくものとし、受注者は点検を実施した結果、発注書記載内容のうち整備が必要でないと判断される項目がある場合及び発注書記載内容以外の整備が必要であると判断される場合においても、契約担当職員に連絡のうえ指示を受けるものとする。

## 2 業務内容

（1）受注者は、原則として、点検一覧表に示す車検引渡日・12か月点検引渡日及び6か月引渡日（以下「引渡日」という。）に車両を引き取り、車検・点検等を実施するものとする。ただし、発注者及び受注者協議の上、引渡日を変更することができるものとする。

（2）受注者は、別紙3「北海道農政事務所庁舎一覧表」に記載する庁舎の契約担当職員と協議の上、返還予定日時を決定するものとする。

（3）受注者は、発注書に基づき、点検一覧表の車両配置場所庁舎より車両を引き取り、発注書に定める点検・検査等を実施し、車両配置場所庁舎に返還するものとする。

（4）点検一覧表における点検等内容は次のとおりとする。

ア 車検及び点検は、道路運送車両法に基づく自動車点検基準により適正な点検を行うこと。車検及び12か月点検には、ブレーキの分解・清掃作業、作業に使用するブレーキ洗浄剤、ブレーキグリス代金、ブレーキオイル交換作業及びブレーキオイル代金を含むものとする。

6か月点検には、点検項目の調整、整備・清掃作業、使用する洗浄剤代金、関連するグリス代金、補充用のオイル代金を含むものとする。

イ 繼続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続きの代行料金をいい、申請に必要な継続検査申請書は受注者が自己の負担において用意するものとする。

ウ 保安確認検査とは、道路運送車両法に定める継続検査のうち規定する保安基準に適合するか否かについて、自動車検査独立行政法人において審査を受けること、又は道路運送車両法に規定する指定自動車整備事業者における点検並びに自動車検査員の証明を得ることをいう。

エ 車両陸送とは、車両配置場所庁舎から自動車分解整備場までの引き取り及び自動車分解整備場から車両配置場所庁舎までの納車の作業をいう。

オ 車内清掃とは、車内の粉じん等ゴミの除去、ゴムマットの清掃及び樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除の作業をいう。

カ 点検一覧表に掲げる各種部品（オイル類含む）交換には、作業料及び部品代金を含むものとする。

キ クーラント補充は、補充又は交換作業料、ラジエーター液（ロングライフクーラント）代金を含むものとする。

ク 発炎筒は、次回の6か月点検又は次年度の継続検査後の有効期間の満了する日以前

に有効期限が到来するものを交換するものとし、交換する発炎筒は残存有効期間が3年以上あるものとする。

ケ フロントディスクパッド交換、フロントディスクロータ交換及びリヤブレーキシュー交換、リヤブレーキパッド交換は、左右両輪とも交換するものとする。

コ タイヤパンク修理は、タイヤのトレッド面に釘等が刺さったものを対象とし、必要な部材により穴をふさぎ、空気圧の調整を行うものとする。なお、対象のタイヤは、車両から取り外した状態で、引取及び返還を行うものとする。

サ 各種部品（油類含む。）交換作業料金には、特に定めのない限り、使用済み部品（油類含む。）の処分費用を含むものとする。

シ エンジンオイルについては、SN品質（A P I 規格）のものとする。

ス ワイパーブレードゴムについては、汎用品も可とするが、純正品と同等の規格と品質を有しているものでなければならない。

セ トランスファーオイル、ATF、スパークプラグ、ストップ球、ウインカー球は車両メーカーが推奨するものとする。

ソ スパークプラグ交換にはガスケット等同時に交換する必要がある部品代を含むものとする。

タ カーエアコン修理はエアコンガスの点検及び補充をする作業とする。

チ バッテリー交換は車種に適合した寒冷地仕様のバッテリーと交換するものとする。

ツ 変更登録は各種変更登録のほか自動車保管場所証明書及び保管場所標章番号通知書の取得を含むものとする。

テ 故障等診断については、車検・点検時以外の発注者が通常使用している中で発生した車両の不具合に関して、受注者は車両配置場所庁舎に出向き又は自動車分解整備場へ運搬し、不具合箇所及び関連部分を確認し、発生原因の判定又は想定と修理方法の提案を行うものとする。なお、不具合が、ネジ締め等部品交換を要しない軽微な調整により回復する場合には、必要な調整を行うものとする。

### 3 車両陸送時の事故等

車両陸送は、キャリアカー又は自走（近隣の場合に限る。）等の運搬方法の指定はないが、交通事故等により生じた賠償責任等は受注者が一切負担すること。

### 4 請負代等の請求

(1) 請求書については、請求金額のほか自動車重量税、自賠責保険料、検査点検料の類をそれぞれ内訳として区分けすること。

(2) 自賠責保険料については、当該自動車の継続検査実施までに請求することができるものとし、請求方法の詳細については別途協議するものとする。

### 5 その他

(1) 受注者は、車両の返還にあたっては、契約担当職員に車検及び点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、車検及び法定点検の場合、上記に併せ全ての内容を明瞭に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整

備した内容を全て記載した書面を併せて提出すること。

- (2) 組織改編等に伴い、発注者の名称及び住所の変更、庁舎の移転等があった場合においても、本契約は継続するものとする。

## 別紙

## 予定数量表(札幌地区)

項目	番号	対象車種等	予定数量	単位	備考
自動車重量税	001	自家用小型貨物車 車両総重量2トンまで 1年	19	台	
	002	自家用小型乗用車 車両総重量2トンまで 2年	0	台	
	002	自家用小型乗用車 車両総重量2トンまで 2年	0	台	
自賠責保険料	003	自家用小型貨物車 12か月契約	19	台	
	004	自家用小型乗用車 24か月契約	0	台	
車検	005	自家用小型貨物車	19	台	
	006	自家用小型乗用車	0	台	
6か月点検	007	自家用小型貨物車	19	台	
12か月点検	008	自家用小型乗用車	0	台	
継続検査代行	009		19	台	
保安確認検査	010		19	式	
車両陸送	011		40	回	
車内清掃	012		21	式	
スチーム洗浄(下回し含む)	013		21	式	
下回り防錆処理	014		21	式	
エンジンオイル交換	015	日産ADバン	32	式	
	016	トヨタサクシード	6	式	
	017	日産セレナ	4	式	
エンジンオイルエレメント交換	018	日産ADバン	16	式	
	019	トヨタサクシード	3	式	
	020	日産セレナ	2	式	
トランスファーオイル交換	021	日産ADバン	2	式	
	022	トヨタサクシード	1	式	
	023	日産セレナ	1	式	
ATF交換	024	日産ADバン	2	式	
	025	トヨタサクシード	1	式	
	026	日産セレナ	1	式	
フロント(左右)ワイパープレードゴム交換	027	日産ADバン	4	本	
	028	トヨタサクシード	1	本	
	029	日産セレナ	1	本	
リヤワイパープレードゴム交換	030	日産ADバン	4	本	
	031	トヨタサクシード	1	本	
	032	日産セレナ	1	本	
クーラント補充	033	日産ADバン	4	L	
	034	トヨタサクシード	1	L	
	035	日産セレナ	1	L	
エアクーラーエレメント交換	036	日産ADバン	4	個	
	037	トヨタサクシード	1	個	
	038	日産セレナ	1	個	
Vベルト交換	039	日産ADバン	2	本	
	040	トヨタサクシード	1	本	
	041	日産セレナ	1	本	
フロントディスクパッド交換	042	日産ADバン	4	式	
	043	トヨタサクシード	1	式	
	044	日産セレナ	1	式	
フロントディスクロータ交換	045	日産ADバン	4	式	
	046	トヨタサクシード	1	式	
	047	日産セレナ	1	式	
リヤブレーキシュー交換	048	日産ADバン	4	式	
	049	トヨタサクシード	1	式	
	050	日産セレナ	1	式	
バッテリー交換	051	日産ADバン	2	式	
	052	トヨタサクシード	1	式	
	053	日産セレナ	1	式	
スパークプラグ交換	054	日産ADバン	2	式	
	055	トヨタサクシード	1	式	
	056	日産セレナ	1	式	
カーエアコン修理	057	日産ADバン	2	式	
	058	トヨタサクシード	1	式	
	059	日産セレナ	1	式	
カーエアコンフィルター交換	060	日産ADバン	2	式	
	061	トヨタサクシード	1	式	
	062	日産セレナ	1	式	
トップ球交換	063	日産ADバン	2	個	
	064	トヨタサクシード	1	個	
	065	日産セレナ	1	個	
ワインカーボー交換	066	日産ADバン	2	個	
	067	トヨタサクシード	1	個	
	068	日産セレナ	1	個	
タイヤパンク修理	069		4	本	
発炎筒交換	070		2	本	
変更登録(ナンバープレート変更)	071		2	台	
故障等診断	072		8	式	



殿

契約等担当職員又は補助者職員

所属所

車両番号

車名

履行期限

年月日

項目	番号	対象車種等	数量	単位	連絡事項
自動車重量税	001	自家用小型貨物車 車両総重量2トンまで 1年		台	
	002	自家用小型乗用車 車両総重量2トンまで 2年		台	
	002	自家用小型乗用車 車両総重量2トンまで 2年		台	
自賠責保険料	003	自家用小型貨物車 12か月契約		台	
	004	自家用小型乗用車 24か月契約		台	
車検	005	自家用小型貨物車		台	
	006	自家用小型乗用車		台	
6か月点検	007	自家用小型貨物車		台	
12か月点検	008	自家用小型乗用車		台	
継続検査代行	009			台	
保安確認検査	010			式	
車両陸送	011			回	
車内清掃	012			式	
スチーム洗浄(下回し含む)	013			式	
下回り防錆処理	014			式	
エンジンオイル交換	015	日産AD/バン		式	
	016	トヨタサクシード		式	
	017	日産セレナ		式	
エンジンオイルエレメント交換	018	日産AD/バン		式	
	019	トヨタサクシード		式	
	020	日産セレナ		式	
トランスファーオイル交換	021	日産AD/バン		式	
	022	トヨタサクシード		式	
	023	日産セレナ		式	
ATF交換	024	日産AD/バン		式	
	025	トヨタサクシード		式	
	026	日産セレナ		式	
フロント(左右)ワイバーブレードゴム交換	027	日産AD/バン		本	
	028	トヨタサクシード		本	
	029	日産セレナ		本	
リヤワイバーブレードゴム交換	030	日産AD/バン		本	
	031	トヨタサクシード		本	
	032	日産セレナ		本	
クーラント補充	033	日産AD/バン		L	
	034	トヨタサクシード		L	
	035	日産セレナ		L	
エアクリーナー要素交換	036	日産AD/バン		個	
	037	トヨタサクシード		個	
	038	日産セレナ		個	
Vベルト交換	039	日産AD/バン		本	
	040	トヨタサクシード		本	
	041	日産セレナ		本	
フロントディスクパッド交換	042	日産AD/バン		式	
	043	トヨタサクシード		式	
	044	日産セレナ		式	
フロントディスクロータ交換	045	日産AD/バン		式	
	046	トヨタサクシード		式	
	047	日産セレナ		式	
リヤブレーキシュー交換	048	日産AD/バン		式	
	049	トヨタサクシード		式	
	050	日産セレナ		式	
バッテリー交換	051	日産AD/バン		式	
	052	トヨタサクシード		式	
	053	日産セレナ		式	
スパークプラグ交換	054	日産AD/バン		式	
	055	トヨタサクシード		式	
	056	日産セレナ		式	
カーエアコン修理	057	日産AD/バン		式	
	058	トヨタサクシード		式	
	059	日産セレナ		式	
カーエアコンフィルター交換	060	日産AD/バン		式	
	061	トヨタサクシード		式	
	062	日産セレナ		式	
ストップ球交換	063	日産AD/バン		個	
	064	トヨタサクシード		個	
	065	日産セレナ		個	
ワインカーボ交換	066	日産AD/バン		個	
	067	トヨタサクシード		個	
	068	日産セレナ		個	
タイヤパンク修理	069			本	
発炎筒交換	070			本	
変更登録(ナンバープレート変更)	071			台	
故障等診断	072			式	

## 北海道農政事務所庁舎一覧表

名 称	住 所	電話番号
北海道農政事務所 本所	北海道札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2 番 22 号 エムズ南 22 条ビル第 2 ビル	011-330-8765
北海道農政事務所 白石庁舎	北海道札幌市白石区平和通 2 丁目北 5 番 10 号	011-863-6031